

水産業体質強化総合対策事業実施要綱

20水漁第2746号
平成21年4月1日
農林水産事務次官依命通知
改正 21水管第477号
平成21年5月29日
21水漁第3012号
平成22年3月30日
22水漁第1835号
平成23年1月20日
22水漁第2427号
平成23年3月31日
22水漁第2483号
平成23年3月31日

第1 趣旨

我が国の漁業は、国民に対する水産物供給の6割をまかなう一方、我が国周辺水域の資源水準の低迷、燃油や漁業用生産資材、養殖用餌飼料価格の高騰といった厳しい経営環境の下で、漁業者の減少・高齢化が進むとともに漁船の老朽化も進行し生産構造が脆弱化しており、このままでは水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画に掲げる国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすおそれがある。

こうした状況を受け、水産業の体質強化を図るため、「資源管理計画」等に基づく取組の支援、収益性重視の操業・生産体制への転換を推進する漁業改革推進集中プロジェクトの推進及びグループ化等による省エネ型漁業への経営転換の取組の支援を総合的に行うことにより、効率的に漁業の構造転換を促進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。

第2 事業主体

本事業の実施主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

第3 事業の内容等

事業主体は、次の事業を行うものとする。

1 漁業構造改革総合対策事業

(1) 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

ア 中央プロジェクト本部運営事業

(ア) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業に関する有識者等からなる漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）

及びその事務局から構成される漁業改革推進集中プロジェクト本部（以下「中央プロジェクト本部」という。）を設置する。

- (イ) 中央協議会は、漁業構造改革総合対策事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、イの（ウ）の改革計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、新たな操業体制へ移行した漁船の収益性が確保されると認められるときは、水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定する。
- (ウ) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、イの地域プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導、助言等を行うものとする。
- (エ) 事業主体は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努める。

イ 地域プロジェクト運営事業

事業主体は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次の（ア）から（オ）に掲げる事業を行う者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事業に必要な経費について助成金を交付する。

- (ア) この事業の支援を受け漁業者、流通・加工業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業の構造改革に取り組もうとする場合には、地域プロジェクト運営者は、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業改革推進集中プロジェクト（以下「地域プロジェクト」という。）を設置する。
- (イ) 地域プロジェクト運営者は、当該地域プロジェクトの中に、漁業者等の代表、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。
- (ウ) 地域協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性向上に向けた取組のための改革計画を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定された改革計画（以下「認定改革計画」という。）の実施に必要な指導・助言等を行うこととする。
- (エ) 地域プロジェクト運営者は、改革計画の作成に必要な調査研究を実施することができる。
- (オ) 地域プロジェクト運営者は、改革計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより中小漁業経営支援協議会を設置することができる。

(2) 漁業構造改革推進事業

ア もうかる漁業創設支援事業

(ア) 事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、公募により漁船等を借り上げ、認定改革計画に基づき次に掲げる実証事業を実施する際、この実証事業に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより助成金を交付する。

- ① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業
- ② 漁船等の収益性回復の実証事業

(イ) 事業主体は、(ア)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより漁獲物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

イ 担い手漁業経営改革支援リース事業

(ア) リース料助成事業

事業主体は、水産業協同組合等が、漁業者に対して担い手漁業経営改革支援リース事業を実施する際、水産庁長官が別に定めるところにより、リース料助成に必要な経費について助成金を交付する。

(イ) リース漁船審査事業

事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、リース漁船の審査事務を行う。ただし、水産庁長官の承認を得て、これを専門的な知見を有する他の機関に行わせることができる。

(ウ) 資金融通円滑化事業

事業主体は、水産業協同組合等がこの事業の実施のため金融機関から融資を受ける場合にその保証を引き受ける漁業信用基金協会に対して水産庁長官が別に定めるところにより、交付金を交付する。

ウ 漁船漁業再生事業

事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定改革計画に基づく漁業経営コスト低減のための漁船の隻数の削減等の取組であって、新たな漁船の取得と不要漁船のスクラップ処分等とを併せ行うものを行う者に対して交付金を交付する事業を実施しようとするとき、水産庁長官が別に定めるところにより、当該水産業協同組合等に対して当該事業を実施するための事業資金のため事業資金助成金を交付する。

2 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業

(1) 漁業経営体質強化対策事業

事業主体は、漁業者がその作業の協同化、設備の共同化等に取り組むことを促進するため、水産庁長官が別に定めるところにより、次のア及びイに掲げる事業を実施する。

なお、事業主体は、事業の適切な執行のため必要があれば水産庁長官の承認を得て、漁業協同組合連合会、漁業種別団体又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となっている法人若しくは法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体を補助事業者として選定することができる。

この場合、事業主体は、当該補助事業者に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、事業に必要な経費について助成金を交付する。

ア 体質強化グループ活動支援事業

(ア) 漁業者協同化推進事業

省エネ推進又は生産性向上に関する取組について、総合的に推進し、事業効果等を十分に審査するための関係団体の代表者、学識経験者等により構成される認定・評価委員会の設置及びこれを通じた燃油コスト削減または生産性向上のため

の協同化に取り組む漁業者グループの認定、協同化計画の評価、優良な取組活動の情報提供等に必要な会議の開催及びグループ計画策定支援等

(イ) 漁業者協同化支援事業

① 協同化計画策定

漁業者グループによる漁船の省エネ推進又は生産性向上に関する会議・研修会の開催、協同化計画の策定等に要する経費に対する補助

② 省燃油型施設等導入

漁船の省エネ推進又は生産性向上に役立ち、漁業者グループの協同化に必要な施設・機材等の導入に要する経費に対する補助

③ グループ化普及推進

漁業者のグループ化を促進するための、優良取組事例説明会の開催及びパンフレットの作成、配布等

イ 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業

(ア) 共同漁場探索船導入

漁業者団体等による共同操業の推進を目的とした一定期間の漁場探索船の用船に要する経費に対する補助

(イ) 共同漁獲物運搬船等導入

① 共同運搬船導入

漁業者団体等による共同操業の推進を目的とした一定期間の漁獲物運搬船の用船に要する経費に対する補助

② 共同燃油補給船導入

漁業者団体等による共同操業の推進を目的とした一定期間の共同補給船を導入するために要する経費に対する補助

(ウ) グループ化促進支援

共同操業を行う漁業者のグループ化の促進を目的とした漁業者団体等による検討会等の開催に要する経費に対する補助

(2) 資源回復・漁場生産力強化事業

事業主体は、漁業者グループが輪番制休漁等の活用により資源回復・漁場生産力向上に取り組むことを促進するため、水産庁長官が別に定めるところにより、次のア及びイに掲げる事業を実施する。

なお、事業主体は、事業の適切な執行のため必要があれば水産庁長官の承認を得て、漁業協同組合連合会、漁業種類別団体等又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となっている法人若しくは法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体を補助事業者として選定することができる。

この場合、事業主体は、当該補助事業者に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、事業に必要な経費について助成金を交付する。

ア 資源回復・漁場生産力強化推進事業

漁業者グループが輪番制休漁等を導入する協定等を締結し、休漁者が資源回復・漁

場生産力向上の取組を実施するための計画（以下「地域活動計画」という。）の認定、支援及び普及啓発等

イ 漁業者等地域活動事業

漁業者グループが実施する地域活動計画に基づく資源回復・漁場生産力向上の取組及びその指導・監督に要する経費に対する補助

3 再編整備等推進支援事業

事業主体は、資源管理計画等に沿って行われる減船及び漁獲対象魚種又は漁業種類（以下「業種」という。）の転換の取組に対し支援することにより、資源水準に見合った漁業体制の構築を図るため、次の（１）及び（２）に掲げる事業を水産庁長官が別に定めるところにより実施する。

（１）再編整備支援事業

ア 資源管理型

資源管理計画に基づく減船に要する経費に対する補助

イ 高度経営移行型

単に漁獲努力量を削減するだけでなく、資源状況と魚価の状況に対応した生産性の高い操業形態へ移行をするため大幅な転換が必要であるものとして水産庁長官が別に指定する業種を対象とする減船又は漁船の収益性の回復のための取組の一環として1の（１）のイの（ウ）に規定する認定改革計画に基づく減船に要する経費に対する補助

ウ 国際漁場型

外国漁船との漁場競合の激化等により漁業経営が著しく悪化している国際漁場に係る業種を対象とする減船に要する経費に対する補助

（２）魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得・設置及び業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に要する経費に対する補助

第4 事業の連携

第3の2の沿岸漁業等体質強化緊急対策事業又は第3の3の再編整備等推進支援事業が第3の1の（１）のイの（ウ）に規定する認定改革計画に関連する場合には、その採択において優遇されるものとする。

第5 基金の造成及び管理

1 基金の造成

事業主体は、第3に定める事業（第3の2の（２）の事業のうち、平成22年度の国からの補助金で実施するものを除く。）の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、毎年、国の予算に基づき国からの補助金によって水産業体質強化総合対策事業基金（以下「事業基金」という。）を造成するものとする。

2 事業基金の管理等

- (1) 事業主体は、事業基金を次により管理・運用するものとする。
 - ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金
 - イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）
 - ウ 国債、地方債、その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

- (2) 事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。
 - ア 第3の1に充てるための漁業構造改革総合対策事業助成勘定
 - イ 第3の2に充てるための沿岸漁業等体質強化緊急対策勘定
 - ウ 第3の3に充てるための再編整備等推進支援事業勘定

- (3) (2) に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。

- (4) 事業基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第2号により毎年水産庁長官の承認を得て、管理運営費を含め第3に掲げる事業に充てることができるものとする。

- (5) 事業主体は、第3の1の(2)のアの(イ)により水産業協同組合等から返還された助成金については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定に繰り入れて運用するものとする。

- (6) 事業主体は、基金造成後に(2)に定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。

- (7) 事業主体は、事業基金の管理については、(1)から(6)までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

第6 事業基金の廃止時期等

1 基金の見直し

- (1) 事業主体は、事業基金について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行う。

- (2) 事業主体は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合を算出し、当該保有割合を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

2 事業の終了時期

- (1) 中央プロジェクト本部運営事業及び地域プロジェクト運営事業を行う期間は、もうかる漁業創設支援事業及び漁船漁業再生事業の終了する年度までとする。ただし、第3の1の(1)のアの(イ)に規定する中央協議会が改革計画の認定を行う期間は、平成24年3月31日までとする。
- (2) もうかる漁業創設支援事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。
ただし、水産庁長官が特に必要と認めた場合には、当該期間を延長することができるものとする。
- (3) 漁船漁業再生事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 担い手漁業経営改革支援リース事業を行う期間は、リース料助成金交付事務が終了した日の属する年度までとする。
- (5) 漁業経営体質強化対策事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、体質強化グループ活動支援事業については、平成23年9月30日までとする。
- (6) 資源回復・漁場生産力強化事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地において、当該事業のうち、当該地震及びその津波により発生した漁場のがれき等の撤去に資するものについては、平成24年3月31日までとする。
- (7) 再編整備等推進支援事業を行う期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

第7 指導監督

- 1 水産庁長官は、この事業の実施に関して、事業主体及び関係漁業協同組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 水産庁長官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業計画

事業主体は、別記様式第1号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

第9 報告

事業主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第3号により水産業体質強化総合対策事業の実施状況を報告するものとする。

第10 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 事業主体は、この要綱により実施する事業のすべてが完了したときは、速やかに事業造成基金の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、事業主体に残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要綱により実施する事業のすべてが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則

- 1 漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知。以下、「漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱」という。）第3の1の（1）のイの規定に基づき認定された改革計画は、本実施要綱第3の1の（1）に規定する中央プロジェクト本部運営事業及び同（2）に規定する地域プロジェクト運営事業の実施において、本実施要綱第3の1の（1）のアの（イ）の規定に基づき認定されたものとみなす。
- 2 漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱第3の1の（1）のアの規定に基づき設置された漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部、第3の1の（2）のアの規定に基づき設置された地域の漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部及び第3の1の（2）のオの規定に基づき設置された中小漁業経営支援協議会は、それぞれ本実施要綱第3の1の（1）のアの（ア）、第3の1の（1）のイの（ア）及び第3の1の（1）のイの（オ）の規定に基づき設置されたものとみなす。
- 3 本実施要綱第5の2の（1）に規定する中央プロジェクト本部運営事業及び地域プロジェクト運営事業を行う期間は、漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱第3の2の（1）及び（3）の規定に基づく「もうかる漁業創設支援事業」及び「漁船漁業再生事業」が実施されている場合には、当該事業の終了する年度までとする。

附 則

平成22年3月30日付け21水漁第3012号農林水産事務次官依命通知による改正前の本実施要綱の第3の2の(2)のイの(ア)に規定する資源回復・漁場生産力強化グループ化推進事業及び第3の2の(2)のウに規定する漁場堆積物発生源究明活動事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 資源回復計画から資源管理計画への移行における経過措置として、平成23年3月31日付け22水漁第2427号農林水産事務次官依命通知による改正前の本実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）第3の3に規定する省エネ対応・資源回復等推進支援事業は、平成22年度から引き続き実施している資源回復計画又は国際資源管理実施計画に沿って行われる減船・休漁等並びに同計画とあわせ省エネ漁具の改良等を行う取組に関し、平成24年3月31日まで適用するものとする。
- 2 前項の規定は、資源管理・漁業所得補償対策のうち、漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官通知）第3の補助を現に受けている者が行う取組については適用しないものとする。
- 3 旧実施要綱第5の1の規定に基づき造成された事業資金のうち、同2の(2)のウに規定する省エネ対応・資源回復等推進支援事業勘定として区分経理されている資金は、本実施要綱第5の規定に基づき造成された事業基金のうち、同2の(2)のウに規定する再編整備等推進支援事業勘定として区分経理されている資金とみなす。